

公立大学法人秋田公立美術大学防災管理規程

平成25年4月1日

規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）における防災管理の徹底を期し、火災その他の災害による人的および物的な被害を防止し、又は軽減することを目的とする。

(防災管理の統括)

第2条 理事長は、本学における防災管理の全般を統括する。

(管理権原者)

第3条 施設の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、公立大学法人秋田公立美術大学施設管理規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第30号。以下「施設管理規程」という。）第3条に規定する総括管理者とする。

(防火管理者)

第4条 本学に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者を置く。

2 防火管理者は、管理権原者が消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条に定める資格を有する者のうちから指名するものとする。

(防火管理者の責務)

第5条 防火管理者は、消防法施行令第4条の規定に基づき、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 消防の用に供する設備、消防用水および消火活動上必要な設備の点検および整備に関すること。

(2) 火気の使用又は取扱いに関すること。

(3) 消防計画の作成ならびにこれに基づく消火、通報および避難の訓練の実施に関すること。

(火元責任者)

第6条 本学の施設の各室に、火元責任者を置く。

2 施設管理規程第4条第1項に規定する室管理責任者は、それぞれの管理施設における各室ごとに火元責任者を定め、防火管理者に届け出なければならない。

3 火元責任者は、その責任に属する室について、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 火気取扱いの注意および安全の確認
- (2) 火気周辺の整理整頓
- (3) 消火器の点検、配置および数量等の確認
- (4) その他火気の防止に関すること。

(防火管理者の消防機関との連絡)

第7条 防火管理者は、防火管理の適正を期すため、次に掲げる事項について、所轄消防機関との連絡を密にするものとする。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練の指導および講習のための派遣要請
- (4) 法令に基づく諸手続の促進
- (5) その他防火管理上必要な事項

(自衛消防隊)

第8条 本学に、火災その他災害発生における被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織、任務その他必要な事項は、別に定める。

(職員の義務)

第9条 職員は、火災防止のため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 教室、廊下、倉庫又は危険物のある場所では喫煙その他火気を使用しないこと。
- (2) 各室最後の退室者は、必ず火気の後始末をし、又はその点検を行い、安全を確認の上で退室すること。
- (3) 学内で火災を発見したときは、直ちに火災報知器を作動させるとと

もに、他の職員の協力を求め、初期消火を行う等適切な措置をとるよう努めること。

(実施状況の報告等)

- 第10条 理事長は、防災管理上必要があると認めたときは、この規程に基づく対策の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。
- 2 学生その他本学の施設内において委託事業又は請負工事等に従事している者については、この規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

